

中核的労働要求事項に基づく方針声明

1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の排除

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 職業と雇用における差別の排除

基本的人権を尊重し、いかなる差別行為も行いません。

4. 結社の自由および団体交渉権の尊重

規則に基づき、団体交渉に参加する権利ならびに結社の自由を尊重します。

制定日：2022 年 1 月 19 日

真生印刷株式会社
代表取締役 河内 克之